

倉敷市指定給水装置工事事業者の
更新申請のご案内

令和7年4月
倉敷市水道局水道サービス課

●はじめに

令和元年10月1日に導入された指定の更新制により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が、水道法第25条の3の2により5年と定められました。このたび、更新対象となる貴事業者におかれましては、更新申請に必要な書類一式をご準備の上、郵送にてご提出ください。申請書の様式等は、倉敷市水道局ホームページに掲載しております。また、窓口にもご用意しておりますので、必要な方は、お声かけください。

●申請の受付・届出及び問い合わせ先

(担当) 倉敷市水道局水道サービス課 給水係

(場所) 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 倉敷市水道局

電話:086-426-3685(直通) FAX:086-423-5635

受付時間 午前 9:00～12:00

午後 13:00～17:00

※土日、祝日、年末年始の休日を除く。

倉敷市水道局メールアドレス:wbsvr@city.kurashiki.okayama.jp

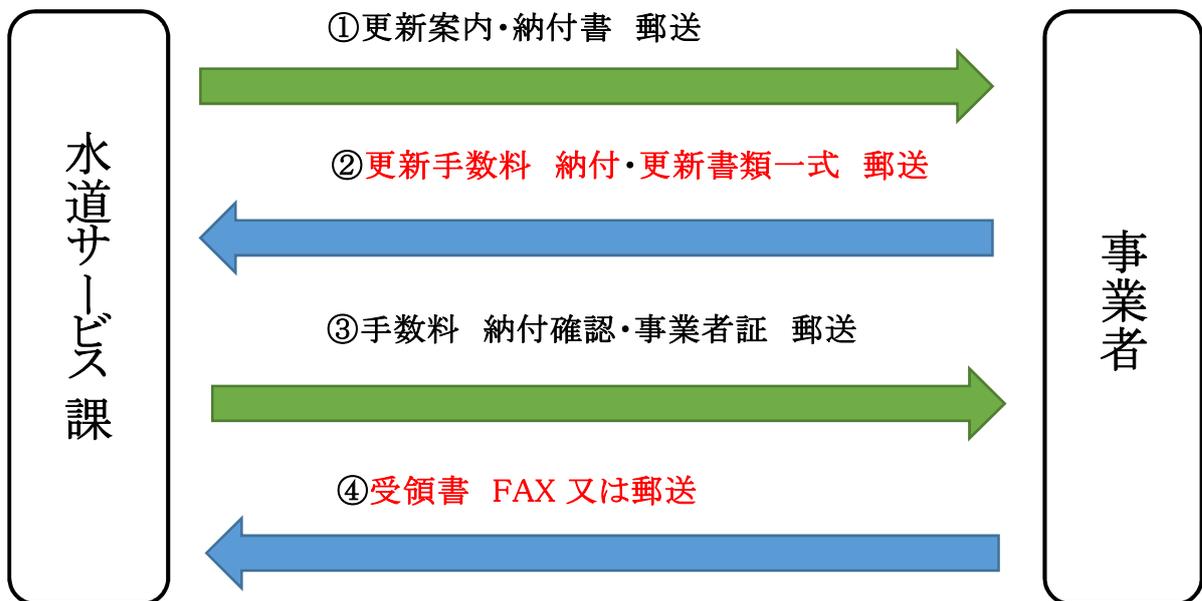
倉敷市水道局HP:



(注) この御案内の中での文言の定義は以下のとおりです。

- 1 「法」とは、水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは、倉敷市水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは、倉敷市水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「更新」とは、倉敷市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をいう。
- 6 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- 7 「個票」とは、事業者が倉敷市水道局水道サービス課へ届出ている内容の一覧をいう。

●更新手続きの流れ



1 更新申請前の確認事項

水道サービス課より更新案内と一緒に個票を送付します。更新書類の作成前に個票の内容を確認し、現状と相違がある場合は、更新の申請をする前に、必ず次の届出をしてください。

- ・ 給水装置工事事業者指定事項変更の届出 → P.2 「2 指定事項の変更の届出」へ
 - ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任の届出 → P.3 「3 主任技術者の選任又は解任」へ
- ※ 上記の届出手続完了後に更新の手続となりますので、御注意ください。

2 指定事項の変更の届出

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

(法第25条の7、施行規則第34条、事業者規程第7条第1・2項)

2.1 届出を要する事項及び届出期限

	届出項目	法人	個人	届出期限
1	氏名又は名称(屋号及び有限・株式・合資の組織変更の場合を含む)	○	○	当該変更の あつた日から 30日以内
2	住所(登記事項証明書に記載されている本社の所在地)	○	○	
3	事業所の名称又は所在地(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	○	○	
4	代表者の氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)	○	-	
5	役員の氏名	○	-	
6	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	○	○	

2.2 指定事項の変更の届出に必要なもの

(1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)

(2) 添付書類

※(1)(2)とも**記入例**を参考にしてください。

3 主任技術者の選任又は解任

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任について、指定工事事業者は、「主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

(法第25条の4、施行規則第21条・第22条、事業者規程第12条)

3.1 届出を要する事由及び届出の期限

	届出事由	届出期限
1	新たに指定を受けたとき	指定工事事業者の指定を受けた日から、 2週間以内
2	選任した主任技術者が欠けるに至ったとき	当該理由が発生した日から 2週間以内
3	選任した主任技術者を解任したとき	遅滞なく 届け出てください。
4	主任技術者を追加して選任したとき	遅滞なく 届け出てください。

3. 2 主任技術者の選任又は解任の届出に必要なもの

(1) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(施行規則様式第3)

(2) 添付書類(※選任の場合のみ必要)

※(1)(2)とも記入例を参考にしてください。

4 指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができる認められ、その指定を受けた「指定工事事業者」は、「5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う」と定めています。

(法第25条の3の2、事業者規程第5条の2)

また、指定の更新に当たり、指定の申請(法第25条の2、事業者規程第4条)及び指定の基準(法第25条の3、事業者規程第5条)を準用するとしています。

4. 1 更新の申請受付について

受付期間 ⇒ ホームページにて掲載

受付方法 ⇒ 郵送受付

※不足書類等があった場合は、窓口に来庁していただくこともあります。

更新手数料 ⇒ 10,000円

※更新案内と一緒に納付書を送付します。

※更新の申請をする場合は、更新書類郵送前に更新手数料の納付をお願いします。

※更新手数料の納付は、納付書裏面に記載されている金融機関の窓口にてお願いいたします。

指定の有効期間 ⇒ 従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算した5年間

事業者証交付 ⇒ 水道サービス課より、更新手数料の納付が確認でき次第、随時郵送します。

事業者証受け取り後、速やかに受領書を郵送又はFAXしてください。

4. 2 申請する事項

(1) 氏名又は名称及び住所(本社所在地)法人にあつては、その代表者及び役員の氏名

(2) 当該給水区域内での給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地(本社のみの場合は本社)

(3) それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号

(4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(5) 事業の範囲

※法人の場合は、登記事項証明書に記載されている「目的」欄の内容となります。

4.3 指定の基準

(1) 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと

(2) 国土交通省令で定める(施行規則第20条)機械器具を有する者であること

施行規則第20条、事業者規程第5条第1項(2)で規定する機械器具

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 法第25条の11第1項、事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの以上の要件に適合していると認められるときは、指定の更新を受けることができます。

4.4 更新の申請に必要なもの

申請書等に必要事項を記入の上、添付書類等を添えて申請をしてください。

申請書等は、ホームページから印刷又はダウンロードし、記入例を参考に作成してください。

また、窓口にもご用意しておりますので、必要な方はお声がけください。

郵送前に、必ず、「更新申請書類確認チェックリスト」で確認をお願いします。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(施行規則様式第1)
- (2) 機械器具調書(施行規則別表)
- (3) 誓約書(施行規則様式第2)
- (4) 【法人の場合】「定款」の写し(原本に相違ない旨の記入必要・直近のもの)

(記入例) 令和〇年〇月〇日
原本に相違ありません。
倉敷市西中新田600番地
倉敷水道株式会社
代表取締役 倉敷 八郎

- (5) 【法人の場合】登記事項証明書(原本・発行日から3ヶ月以内のもの)

※給水装置工事の事業を行う旨の記入が登記事項証明書の「目的」欄に必要です。

「前各号に付帯する一切の業務」では受け付けられません。

- (6) 選任する主任技術者の免状の写し又は主任技術者証の写し

※主任技術者証の写しは、申請時において有効な期限内のものになります。

- (7) 給水装置工事の事業を運営する事業所の内側・外観全体及び事務所の名称が確認できる看板やプレートの写真

※名称が読み取れるように撮影してください。

- (8) 給水装置工事の事業を運営する事業所の位置図

※事務所の周辺の位置関係が分かるもので、事務所の場所が分かるように色付けしてください。

- (9) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

※指定給水装置工事事業者講習会の修了証の写し(A4)を添付してください。

※外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写し(A4)を添付してください。

※「過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況」において、保有する資格等がある場合は、資格を証明する書類の写し(有効期限内のもの)を添付してください。

- (10) 事業者証

※事業者証を紛失している場合は、「指定給水装置工事事業者指定申請書」の(備考)下に「事業者証紛失」と記入してください。

- (11) 受領書

※事業者証が届き次第、水道サービス課へ郵送又はFAXしてください。

4.5 申請書等の記入に係る諸注意

<申請書>

- (1) **記入例**を参考にしてください。
- (2) 日付は空欄にしてください。更新書類が全てそろった日付になります。
- (3) 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄は、登記事項証明書に記載されている本社の名称を記入してください。
- イ 「住所」欄は、登記事項証明書に記載されている本社の住所(所在地)を記入してください。
- ウ 「代表者氏名」欄は、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の役職及び氏名を記入してください。
- エ 「TEL」・「FAX」欄は、本社の電話番号及びFAX番号を記入してください。
- オ 「携帯」欄は、緊急時、連絡の取れる方の氏名及び電話番号を記入してください。

【個人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄は、屋号となるものを記入してください。
- イ 「住所」欄は、事業所の住所(所在地)を記入してください。
- ウ 「代表者氏名」欄は、個人の氏名を記入してください。
- エ 「TEL」・「FAX」欄は、電話番号及びFAX番号を記入してください。
- オ 「携帯」欄は、緊急時、連絡の取れる方の氏名及び電話番号を記入してください。

- (4) 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

- ア 「役員」欄は、登記事項証明書に記載されている全役員(代表取締役、取締役、監査役など)の役職名、氏名及びフリガナを記入してください。
- イ 氏名の漢字は、登記事項証明書のとおりに入力してください。

- (5) 「事業の範囲」の記入についての注意事項

- ア 給水装置工事の事業を行う旨の記入が必要です。
- イ 法人の場合は、登記事項証明書の「目的」にもその旨の記載が必要です。

- (6) 「事業所の名称及び所在地」の記入についての注意事項

- ア 所在地は、給水区域内にある必要はありません。
- イ 事業所の名称、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号を必ず記入してください。「申請者」欄と同じ場合は、事業所の名称及び所在地のみ記入してください。

- (7) 「事業所で選任されることとなる主任技術者」の記入についての注意事項

- ア 事業所ごとに選任している主任技術者の氏名、フリガナ及び主任技術者免状の交付番号を記入してください。
- イ 複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任している主任技術者について

記入してください。

<機械器具調書>

- (1) **記入例**を参考にしてください。
- (2) 「年月日現在」は、更新書類作成のために機械器具を確認した日付を記入してください。
- (3) 給水装置工事に必要な「管の切断用」、「管の加工用」、「接合用」、「水圧テストポンプ」の4つの種別に分類し、それぞれに使用する機械器具を記入してください。また、型式、性能はできるだけ記入してください。それ以外のものは、記入不要です。

<誓約書>

- (1) **記入例**を参考にしてください。
- (2) 日付は空欄にしてください。更新書類が全てそろった日付になります。
- (3) 代表者の名で記入してください。
- (4) 個人の場合は、代表者の住民登録地の住所及び生年月日も必ず記入してください。
※住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けるため、氏名の漢字等は正確に記入をお願いします。
- (5) 誓約内容は次のとおりです。

(水道法第25条の3第1項第3号)

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として 国土交通省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

※ 水道法第25条の3第1項第3号イ 国土交通省令で定めるものとは
精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

<指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書>

- (1) **記入例**を参考にしてください。
- (2) 公表(ホームページ等へ掲載を含む)の可否について必ず○で囲んでください。
- (3) 「①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績」についての注意事項
修了証を紛失した場合は、「未受講の場合、その理由」欄に「修了証紛失」と記入してください。
- (4) 「②指定給水装置工事事業者の業務内容」についての注意事項
「漏水等修繕対応の可否」「対応工事種別(新設・改造等)」及び「漏水調査」の該当部に必ず○をつけてください。
- (5) 「③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績」
 - ア ①に記載している日本水道協会岡山県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会以外を記入してください。
 - イ 外部研修又は自社内研修とも受講実績がない場合は、記入不要です。
公表の可否のみ○で囲んでください。
- (6) 「④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況」についての注意事項
 - ア 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要」に☑を入れた場合は、「技能を有する者の氏名」等について記入不要です。公表の可否のみ必ず○で囲んでください。
 - イ 「技能を有する者の氏名」欄は、保有している資格者証等に記載しているとおりに記入してください。
 - ウ 「保有している資格等」欄は、保有している資格者証等に記載しているとおりの資格者証名称を記入してください。
 - エ 「工事年度」欄は、過去1年以内のものを記入してください。

5 記入例

- (1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- (2) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- (3) 指定給水装置工事事業者指定申請書(法人の場合)
- (4) 指定給水装置工事事業者指定申請書(個人の場合)
- (5) 機械器具調書
- (6) 誓約書(法人の場合)
- (7) 誓約書(個人の場合)
- (8) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- (9) 受領書

記入例

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

倉敷市水道事業管理者 様

日付が全て整った日になります。
空欄にしてください。

変更後の本社商号、住所、代表者を記入。

年 月 日

届出者 新田水道株式会社
倉敷市西中新田600
代表取締役 水道 八郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

通常、本社(届出者)と同じ場合が多いです。本社と事業所が異なる場合、給水装置工事の事業を行う事業所の名称を記入してください。

フリガナ 氏名又は名称	シンデンスイドウ カブシキカイシャ ニシアチチョウ シテン 新田水道株式会社 西阿知町支店
住 所	倉敷市西阿知町1-1-1
フリガナ 代表者の氏名	シテンチョウ スイドウ サプロウ 支店長 水道 三郎

変更事項を記入。
商号名称、代表者、事業所名称及び役員(就任)の変更の場合は、フリガナも必要。
法人については、登記年月日ではなく、変更年月日を記入してください。

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
商号名称	倉敷水道株式会社	シンデンスイドウカブシキガイシャ 新田水道株式会社	令和4年3月1日
代表者	水道 太郎	スイドウ ハチロウ 水道 八郎	令和4年3月1日
本社所在地	倉敷市西中新田640	倉敷市西中新田600	令和4年3月1日
事業所名称	倉敷水道株式会社 西阿知町支店	シンデンスイドウカブシキガイシャ 新田水道株式会社 ニシアチチョウシテン 西阿知町支店	令和4年3月1日
営業所所在地	倉敷市西中新田640	倉敷市西阿知町1-1-1	令和4年3月1日
役員(退任)	水道 太郎	----	令和4年3月1日
役員(就任)	----	スイドウ ハチロウ 水道 八郎	令和4年3月1日
電話番号	086-426-3655	086-426-3685	令和4年3月1日
FAX番号	086-427-7271	086-423-5635	令和4年3月1日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

- ◎その他変更事項もこの記入例に準じてご記入ください。
- ◎ご不明な点は、水道サービス課 給水係(TEL086-426-3685)へお問い合わせください。

【添付書類】

指定事項変更届出書以外に必要な書類です。

法人の場合

	誓約書	登記事項証明書 (注1)	「定款」の写し (注2)	位置図	事業所の写真 (注3)	事業者証 (注4)
商号名称		○	○			○
事業所所在地		○	○	○	○	○
本社所在地		○	○			
代表者	○	○	○			
役員	○	○				

個人の場合

	誓約書 (注5)	位置図	事業所の写真 (注3)	事業者証 (注4)
商号名称	○			○
所在地	○	○	○	○
代表者	○			

(注1) 3ヶ月以内に交付された履歴事項全部証明書(コピー不可)を添付してください。

(注2) 定款の写しには、原本に相違ない旨を記入してください。

(原本に相違ない旨の記入例)

原本に相違ありません。
令和〇年〇月〇日
新田水道株式会社
倉敷市西中新田600
代表取締役 水道 八郎

(注3) 事業所内側・外観全体及び事業所名称の確認できる看板やプレートを写して提出してください。

※看板やプレートで事業所名称が読み取れるように撮影してください。

(注4) 事業者証は差し替えとなります。返却してください。

(注5) 代表者の住民登録地の住所と生年月日を記入してください。

様式第3(第22条関係)

記入例

選任・解任両方ある場合は、別々に届出を提出してください。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

倉敷市水道事業管理者様

新規申請は記入不要。
それ以外は申請日を記入。

年 月 日

本社がある場合は、届出者は本
社になります。

届出者

倉敷水道株式会社

倉敷市西中新田640

代表取締役 水道 太郎 Tel(〇〇〇)△△△-××××

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

フリガナを必ず記入。

いずれかを○で囲
んでください。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	倉敷水道株式会社 西阿知町支店	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の 年 月 日
スイドウ サプロウ 水道 三郎 スイドウ ヨシオ 水道 義雄	第〇〇〇〇〇〇号 第〇〇〇〇〇〇号	

選任の場合は、給水装置工事主任技術者免状(賞状)
又は技術者証の写しを添付。(A4コピー)

解任の場合は、添付するものではありません。

新規申請の場合は記入不要。
それ以外は、選任又は解任
年月日を記入。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

〈法人の場合〉
指定給水装置工事事業者指定申請書

倉敷市水道事業管理者 様

本社がある場合は、申請者は本社。事業所については、裏面に記入。フリガナも必要。

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
(TEL)
(FAX)
(携帯)

クラシキスイドウ
倉敷水道株式会社
〒710-0865倉敷市西中新田640
代表取締役 水道 太郎
(〇〇〇)△△△-××××
(〇〇〇)△△△-××××
(〇〇〇)△△△△-××××

常時連絡できる番号
を記入。

緊急時に連絡の取れる
番号を記入。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規程に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ	氏名
代表取締役	スイドウ タロウ 水道 太郎
取締役	スイドウ イチロウ 水道 一郎
取締役	スイドウ コロウ 水道 吾郎
監査役	スイドウ ハナコ 水道 花子
<p>登記簿に記載の役員全員(監査役含む)を記入。フリガナも必要。</p> <p>※水道関係の項目が必要。登記簿・定款に記載のない場合は受付できません。</p>	
事業の範囲	給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	倉敷水道株式会社 西阿知町支店
上記事業所の所在地	〒710-0000 TEL(000)△△△-×××× 倉敷市西阿知町1-1-1 FAX(000)△△△-××××
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スイドウ サブロウ 水道 三郎 スイドウ ヨシオ 水道 義雄	第○○○○○○号 第○○○○○○号

フリガナも必要。

通常は、この申請書の表面の所在地等と同じ場合が多いです。
事業所が本社所在地と異なる場合や複数の場合は記入例のように記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

記入例

＜個人の場合＞
指定給水装置工事事業者指定申請書

倉敷市水道事業管理者 様

年 月 日

申請者	氏名又は名称	クシキスイドウ 倉敷水道	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">常時連絡できる番号 をご記入下さい。</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">緊急時に連絡の取れる 番号をご記入下さい。</div>
	住 所	倉敷市西中新田640	
	代表者氏名	水道 太郎	
	(TEL)	(〇〇〇)△△△-××××	
	(FAX)	(〇〇〇)△△△-××××	
	(携帯)	(〇〇〇)△△△△-××××	

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規程に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ名	フリガナ名
スィドウ タロウ 水道 太郎	
事業の範囲	給水装置工事 ← <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">水道工事に 関する事業を 必ずご記入 下さい。</div>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	倉敷水道
上記事業所の所在地	倉敷市西中新田640
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スドウ タロウ 水道 太郎	第〇〇〇〇〇〇号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

○年 ○月 ○日 現在

種 別	名 称	型 式 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	○×パイプカッター	φ13~25C1	2	
	エンビカッター	φ13~25C2	2	
管の加工用の 機械器具	☆パイプねじ切り器	SS△×ーV	1	
	やすり	中目	5	
接合用の機械器具	パイプレンチ	△○△	3	
	トーチランプ	AB××ー1	2	
	モンキーレンチ	M50BC	2	
水圧テストポンプ	電動水圧テストポンプ	MMX・T-50K2	1	
その他				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

〈法人の場合〉

誓 約 書

水道法第25条の3第1項第3号イからへの内容は裏面参照。

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称 倉敷水道株式会社

住 所 倉敷市西中新田640

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

提出書類の内容確認後、申請書と合わせて
記入するため、記入不要。

法人の場合は、記入不要。

(個人事業者の場合)

代表者の住所

代表者の生年月日 年 月 日

倉敷市水道事業管理者 様

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 申請者が個人事業者の場合は、代表者の住所及び生年月日を記載すること。
- 3 この情報は、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムで確認するために使用します。

〈個人の場合〉

誓 約 書

水道法第25条の3第1項第3号イからへの内容は裏面参照。

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者
氏名又は名称 倉敷水道
住 所 倉敷市西中新田640
代表者氏名 水道 太郎

年 月 日

提出書類の内容確認後、申請書と合わせて記入するため、記入不要。

代表者の住民登録地及び生年月日を記入。

(個人事業者の場合)

代表者の住所 倉敷市水島北幸町1-1
代表者の生年月日 昭和40年 6月 8日

倉敷市水道事業管理者 様

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 申請者が個人事業者の場合は、代表者の住所及び生年月日を記載すること。
- 3 この情報は、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムで確認するために使用します。

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

記入例

氏名又は名称 クラシキ スイドウ
倉敷水道

郵便番号、住所 倉敷市西中新田640

代表者氏名 水道 太郎

電話番号 (〇〇〇)△△△-××××

最新の実績を入力。

常時連絡できる電話番号をご記入。

①提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
令和 3 年 月 日	未受講
(未受講の場合、その理由)※非公表	
<ul style="list-style-type: none"> 未受講の理由を記入(非公開) 修了証を紛失した場合、「修了証紛失」と記入。 	公表(ホームページ等へ掲載を含む)の可否について必ず○で囲んでください。

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
休業日: 日曜日、祝日、正月3が日、GWに連休	
営業日及び時間: 月~土 8時~17時	夜間・休日等の修繕対応時間などを記入。
修繕対応時間: 8時~17時 17時以降は要相談	
漏水等修繕対応の可否	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕
その他()	
対応工事種別(新設・改造等)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
(該当部に○をつけてください。)	
漏水時の修繕対応の可否やその他欄を利用して夜間・休日等の対応について記入。	
配水管からの分岐~水道メーター	(<input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造)
水道メーター~宅内給水装置	(<input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造)
漏水調査	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
その他	(公表: <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可)
緊急連絡先	緊急時の連絡先などを記入。
〇×〇-××××-〇〇〇〇(代表者携帯)	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いいたします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

①に記載している日本水道協会岡山県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会以外を記入。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和3年7月20日
水道 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和4年7月23日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> e-ラーニングや研修会受講後に受け取った修了証や終了年月日が明示されたもの(主任技術者証)の写しを見て記入。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 自社内研修の場合は、申し出のみで可。別途証明書類や受講の事実を証明する必要なし。 </div>		
< 研修に含まれるべき事項とは > 給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に役立つ内容であること。		
①水道法(給水装置関連) ・給水装置工事主任技術者の職務と役割 ・給水装置の構造及び材質 ②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 ③給水装置の事故事例と対策技術 ④給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 過去5年以内に研修の受講実績がなく、無記入の場合も、公表(ホームページ等へ掲載を含む)の可否について必ず○で囲んでください。 </div>		
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		(公表: 可 不可)

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※ 受講者名は、公表の対象ではありません。
- ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合は□にチェック✓を記入。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

保有している資格を記入。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
		○	×	
水道 太郎	○	○	講習会修了者	R4
水道 次郎	○	○	検定会合格者	R4
倉敷 一	○	×	資格を有していなくても、経験を有していれば記入。	R5
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入。		(保有資格の例) 一・二級配管技能士 給水装置工事配管技能検定合格者証 給水装置工事配管技能者証 配水管技能者登録証 など		
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。) (公表: 可 不可)				

※1 以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 資格を証明する書類(資格者等)の写しを添付してください。

※ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

『「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要』にチェック✓を入れた場合も、公表(ホームページ等へ掲載を含む)の可否について必ず○で囲んでください。

記入例

受 領 書

私は、倉敷市において指定給水装置工事事業者の更新手続きをし、事業者証を受領しました。

指定申請書の申請者欄に記入した氏名又は名称等(本社がある場合は本社)をご記入ください。

申請者

氏名又は名称

倉敷水道株式会社

住 所

倉敷市西中新田640

代表者氏名

代表取締役 水道 太郎

事業者証の受領後にご記入ください。更新申請と同時に提出する場合は、記入は不要です。

年 月 日

倉敷市水道事業管理者 様